

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、「役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が国立大学法人佐賀大学経営協議会に諮った上で、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」としている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与制度を参考とし、平成22年度から期末特別手当の支給割合を引き下げ、国と同様に6月期は1.4月分、12月期は1.55月分とする改定を行い、平成22年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改定を行った。
理事	国家公務員の給与制度を参考とし、平成22年度から期末特別手当の支給割合を引き下げ、国と同様に6月期は1.4月分、12月期は1.55月分とする改定を行い、平成22年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改定を行った。
理事(非常勤)	改定なし
監事	国家公務員の給与制度を参考とし、平成22年度から期末特別手当の支給割合を引き下げ、国と同様に6月期は1.4月分、12月期は1.55月分とする改定を行い、平成22年12月から報酬月額約0.3%を引き下げる改定を行った。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,284	千円 12,744	千円 4,540	千円 ()			
A理事	千円 13,709	千円 10,072	千円 3,588	千円 49 (通勤手当)			
B理事	千円 13,684	千円 10,072	千円 3,588	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,709	千円 10,072	千円 3,588	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 14,083	千円 10,072	千円 3,588	千円 422 (通勤手当)			

E理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円	千円 ()			
A監事	千円 11,829	千円 8,704	千円 3,101	千円 24 (通勤手当)	4月1日		*
B監事 (非常勤)	千円 1,849	千円 1,800	千円 49	千円 ()	4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った総合的な人員計画並びに中期目標、中期計画に掲げる総人件費改革の実行計画を基に、当法人において決定された当初予算の範囲内で適正かつ効率的な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度並びに毎年の人事院勧告を参考とし、対応する職種毎に給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ昇給号俸数を決定する。 具体的には、1年間良好な成績で勤務した者を、4号俸上位の号俸に昇給させることを基準として、勤務成績に応じ昇給号俸数を加減させることにより昇給号俸数を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠) 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)

2 職員給与の支給状況

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度を参考とし、以下の改正を行った。

○平成22年12月から

- ・ 期末・勤勉手当の年間の支給月数を引下げた。(4. 15月分⇒3. 95月分)
- ・ 平成22年4月1日において55歳を超える職員(一般(一)5級以下, 教(一)4級以下, 教(二)(三)3級以下, 医(二)(三)5級以下を除く)について、本給及び管理職手当の支給額を1. 5%引き下げた。
- ・ 中高年層(40歳台以上)について給与表の水準を平均0. 1%引き下げた。
- ・ 給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う現給保障額について引き下げ拡大の改定を行った。

医学部附属病院で実施する女性医師就労支援事業において、復職を目指す女性医師等の研修を担当する医師の支援を目的に復職研修指導手当(年額5万円)を新設した。

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1305	45	6,554	4,908	70	1,646
事務・技術	311	45.1	5,501	4,140	72	1,361
教育職種 (大学教員)	577	48.6	8,126	6,047	81	2,079
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	269	37.2	4,695	3,556	42	1,139
技能・労務職種	25	51.5	5,202	3,920	88	1,282
教育職種 (附属高校教員)	23	45.5	7,182	5,421	59	1,761
教育職種 (附属義務教育学校教員)	38	42.3	6,607	5,021	90	1,586
医療職種 (病院医療技術職員)	62	44.9	5,551	4,165	53	1,386

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.1	3,093	2,643	73	450
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.1	3,093	2,643	73	450
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人 141	歳 30.6	千円 3,687	千円 2,870	千円 48	千円 817
事務・技術	人 17	歳 49.2	千円 3,206	千円 2,447	千円 55	千円 759
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 16	歳 29.6	千円 3,654	千円 2,858	千円 71	千円 796
特定教育職員	人 3	歳 39.5	千円 6,652	千円 5,197	千円 100	千円 1,455
特定看護職員	人 101	歳 26.9	千円 3,698	千円 2,885	千円 40	千円 813

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

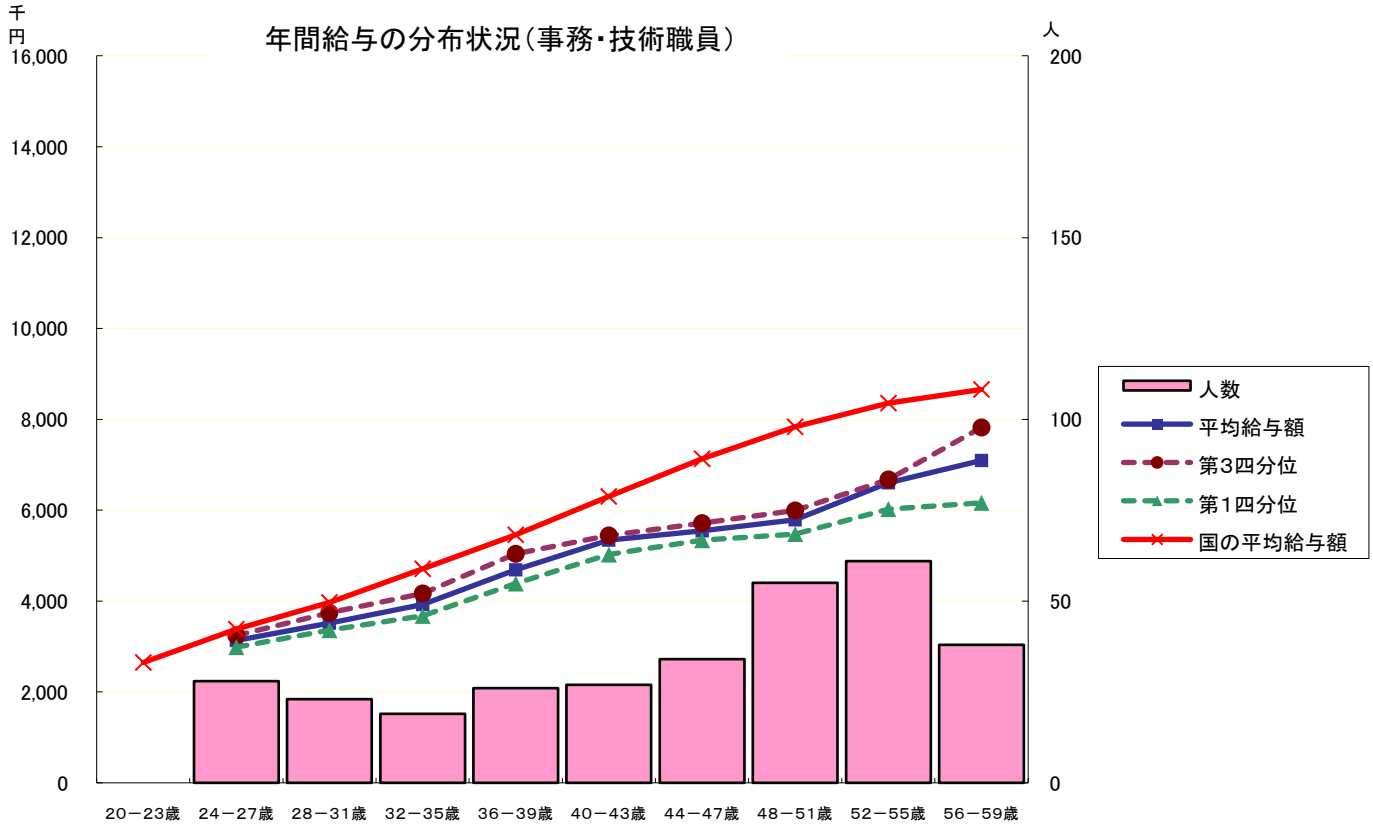
注2：「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等の技能・労務的業務に従事する職種を示す。

注3：「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4：「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5：非常勤職員の教育職種(大学教員)、技能・労務職種については、各々該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



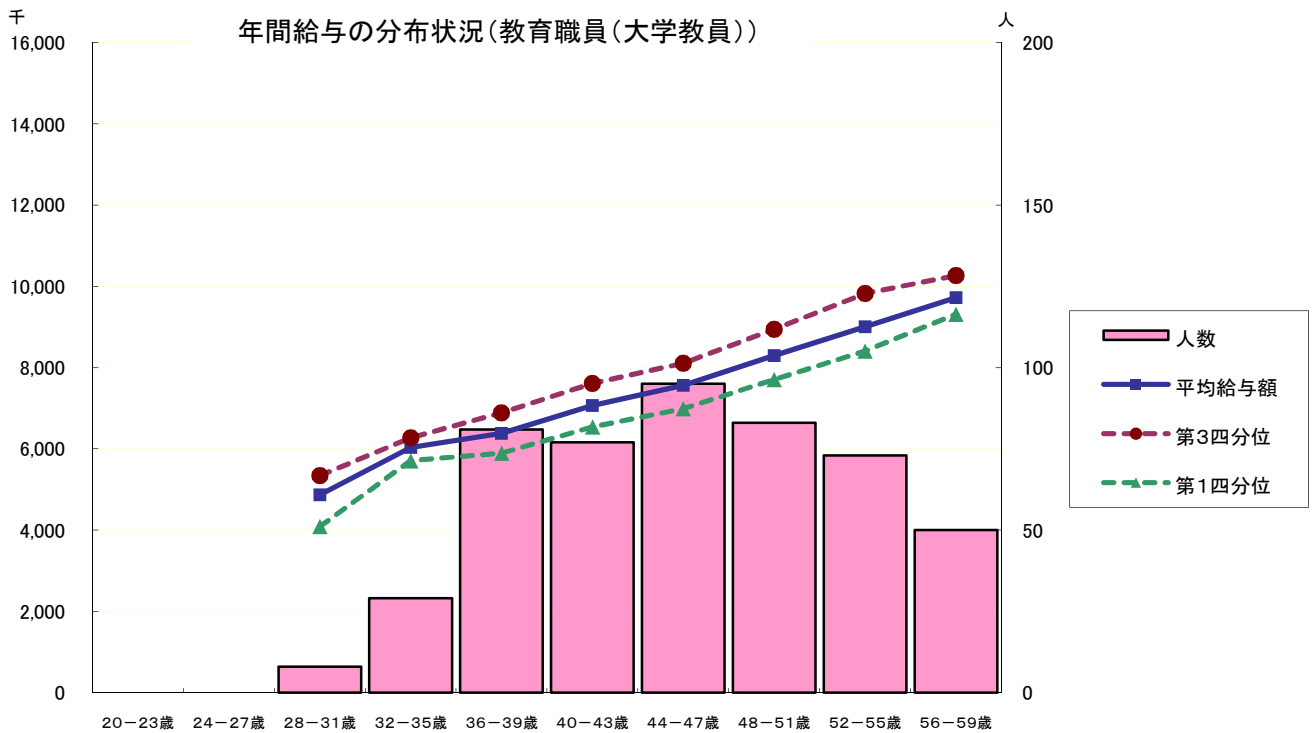
注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位	局長	1	—	—	—	—
	部長	6	56.5	9,556	9,644	9,755
	課長	22	55.5	7,413	7,796	8,284
	副課長	25	53.6	6,327	6,489	6,678
	係長	138	49.4	5,468	5,763	6,080
	主任	55	42.6	4,398	4,927	5,363
	係員	64	29.7	3,079	3,433	3,676

注：「局長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注：「課長」には課長相当職である「事務長」及び「主幹」，「副課長」には副課長相当職である「副事務長」，「専門職」及び「技術専門員」，「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を含む。



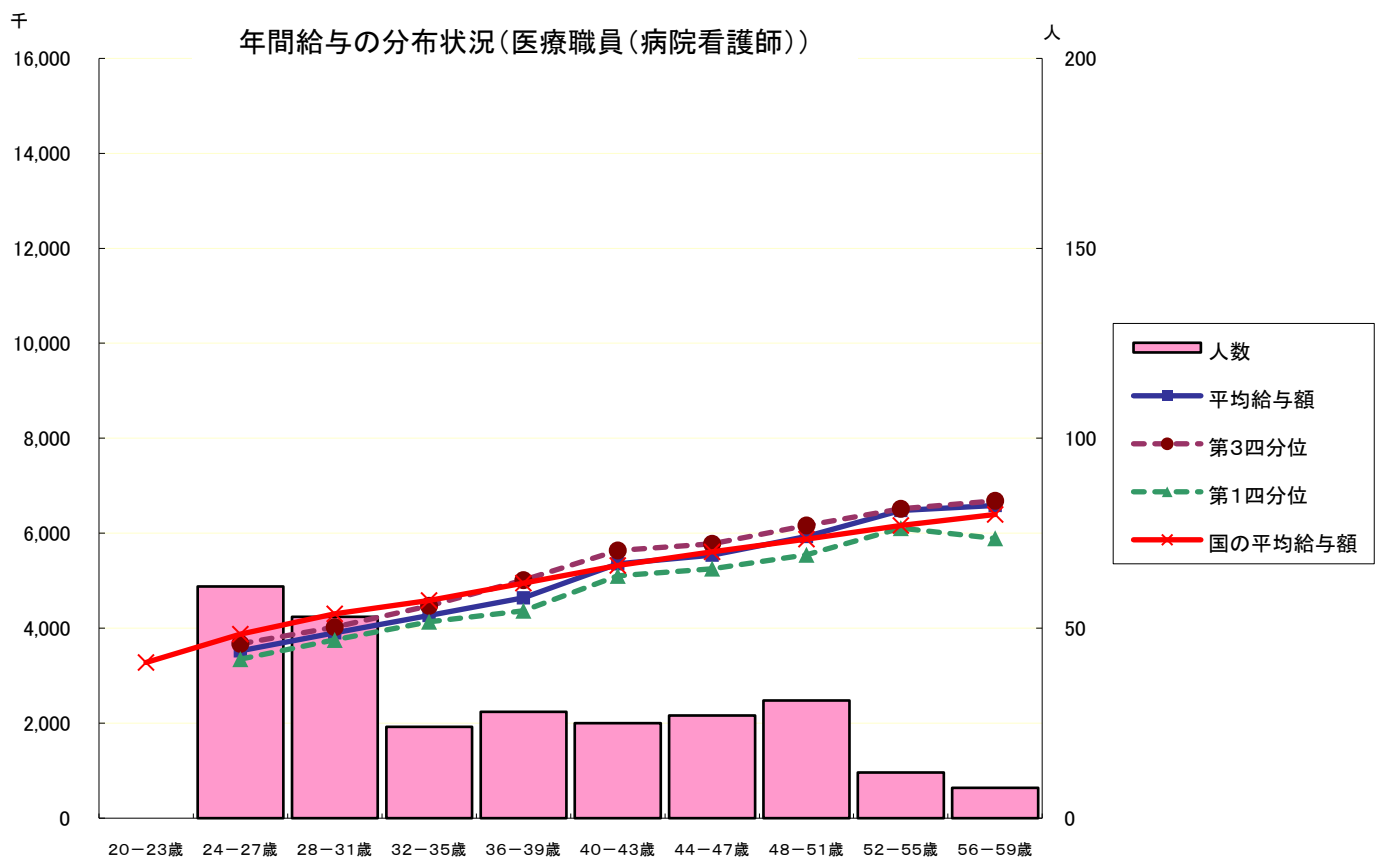
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的 職位	教授	210	56.9	9,184	9,776	10,261	
	准教授	199	45.7	7,201	7,645	8,161	
	講師	53	44.5	6,749	7,127	7,596	
	助教	104	39.4	5,750	6,057	6,321	
	助手	3	49.5	—	6,144	—	
	教務員	8	44.0	4,645	5,184	5,599	

注:「助手」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円		千円	
代表的 職位	看護部長	1	52.5	—	—	—	—
	副看護部長	3	54.8	—	7,564	—	—
	看護師長	19	49.1	5,833	6,126	6,418	—
	副看護師長	43	46.4	5,349	5,666	6,127	—
	看護師	203	33.8	3,605	4,239	4,909	—

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注：「副看護部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	311 人 ()	33 人 (10.6%)	35 人 (11.3%)	161 人 (51.8%)	44 人 (14.1%)	19 人 (6.1%)
年齢(最高 ～最低)		30 ～ 24 歳	50 ～ 28 歳	59 ～ 35 歳	59 ～ 40 歳	59 ～ 42 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,809 ～ 2,187 千円	3,599 ～ 2,412 千円	4,670 ～ 2,984 千円	5,367 ～ 4,387 千円	6,469 ～ 4,660 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,626 ～ 2,890 千円	4,794 ～ 3,203 千円	6,213 ～ 4,018 千円	7,144 ～ 6,013 千円	8,326 ～ 6,320 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	13 人 (4.2%)	5 人 (1.6%)	1 人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	59 ～ 52 歳	58 ～ 53 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	6,714 ～ 5,491 千円	8,113 ～ 7,121 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	8,833 ～ 7,301 千円	10,741 ～ 9,556 千円	～ 千円	～ 千円

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助 教 手	講 師	准教授	教 授
人員 (割合)	577 人 ()	8 人 (1.4%)	107 人 (18.5%)	54 人 (9.4%)	198 人 (34.3%)	210 人 (36.4%)
年齢(最高 ～最低)		57 ～ 31 歳	54 ～ 28 歳	64 ～ 30 歳	62 ～ 32 歳	64 ～ 39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,559 ～ 3,057 千円	5,685 ～ 3,079 千円	6,361 ～ 3,716 千円	7,079 ～ 3,939 千円	8,994 ～ 5,444 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,056 ～ 4,041 千円	7,382 ～ 4,089 千円	8,488 ～ 5,006 千円	9,254 ～ 5,355 千円	12,405 ～ 7,386 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	269人	該当者なし	203人 (75.5%)	43人 (16.0%)	19人 (7.1%)	4人 (1.5%)
年齢(最高 ～最低)		～	57歳 ～ 24	59歳 ～ 31	59歳 ～ 38	59歳 ～ 48
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,483千円 ～ 2,409	4,850千円 ～ 3,163	4,959千円 ～ 4,119	6,807千円 ～ 5,396
年間給与 額(最高～ 最低)		～	5,987千円 ～ 3,186	6,516千円 ～ 4,233	6,682千円 ～ 5,500	8,607千円 ～ 7,146

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	～	～

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	% 61.9	% 65.2	% 63.6
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 34.8	% 36.4
	最高～最低	% 48.8～33.4	% 45.1～30.0	% 45.3～31.7
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.5	% 67.9	% 66.2
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.1	% 33.8
	最高～最低	% 41.0～32.3	% 37.5～28.8	% 37.2～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 62.6	% 66.6	% 64.6
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 33.4	% 35.4
	最高～最低	% 51.5～33.6	% 45.1～30.3	% 46.9～31.9
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.7	% 68.0	% 66.4
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.0	% 33.6
	最高～最低	% 41.0～32.8	% 37.5～29.3	% 39.3～31.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 63.7	% 67.3	% 65.5
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 32.7	% 34.5
	最高～最低	% 41.0～34.3	% 37.5～30.9	% 36.4～32.6
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.2	% 67.6	% 65.9
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.4	% 34.1
	最高～最低	% 41.0～31.9	% 37.5～28.7	% 36.4～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

80.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

94.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

92.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.9

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	80.4	
	参考	地域勘案	87.3
		学歴勘案	80.5
		地域・学歴勘案	87.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 11,459,638千円, 支出予算の総額 30,184,650千円:平成22年度予算)		
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は38%, 対国家公務員の指数は80.4であり、また、累積欠損は無い。 以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
講ずる措置	引き続き、国に準拠した給与により適正な給与水準を維持してまいりたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	95.9	
	参考	地域勘案	98.2
		学歴勘案	94.6
		地域・学歴勘案	97.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 11,459,638千円, 支出予算の総額 30,184,650千円:平成22年度予算)		
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は38%, 対国家公務員の指数は95.9であり、また、累積欠損は無い。 以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
講ずる措置	引き続き、国に準拠した給与により適正な給与水準を維持してまいりたい。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

90.2

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,703,031	千円 10,869,965	千円 (%) △ 166,934 (△1.5%)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 693,777	千円 1,111,161	千円 (%) △ 417,384 (△37.6%)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,038,988	千円 2,807,940	千円 (%) 231,048 (8.2%)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 1,661,122	千円 1,552,564	千円 (%) 108,558 (7.0%)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,096,918	千円 16,341,630	千円 (%) △ 244,712 (△1.5%)	千円 (%) — (—)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、当法人の財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての増減要因

「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比 1.5ポイント減となっているが、これは平成22年度に実施した

期末・勤勉手当の支給率の引下げ及び本給ベースのダウンと、並びに定年退職者の後任不補充が主な要因になったものである。

また、「最広義人件費」については、対前年度比1.5ポイント減となっているが、これは上記減額要因に併せて、退職手当の大幅減と医学部附属病院におけるコメディカル体制の整備に伴う非常勤職員の増員及び受託研究等外部資金による非常勤職員(研究補助スタッフ)の増加等により増減額が相殺されたことが要因となったものである。

② 「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(平17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減を目指し、当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った組織の改編等を見据えた、総合的な人員計画及び定年退職者の後任不補充も視野に入れた人員管理のルールを策定し、効率的で実効性のある人件費削減に取り組んでいる。

上記を踏まえ、総人件費削減必要額に対応した削減数を決定し、大学教員及び事務系職員の人員削減計画を実施し、平成22年度までに5%の人件費の削減を達成した。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	11,840,825	11,395,498	11,289,121	11,148,570	10,869,965	10,703,031
人件費削減率 (%)		△ 3.8	△ 4.7	△ 5.8	△ 8.2	△ 9.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.8	△ 5.4	△ 6.5	△ 6.5	△ 6.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし